



## 7. 受託業務

---

## 7-1 業務の概要

総合法律支援法第30条第2項の規定により、法テラスは、本来業務（同条第1項）の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務を行うことができることになっている。この規定に基づき、平成19年4月1日から、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始し、現在に至っている。

こうした受託業務を通じて、法テラスは、本来業務にとどまらない、より広い法的サービスを提供することが可能となっている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

### (1) 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務

#### ア 業務内容

日本に永住帰国した中国残留邦人等は、わが国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とする。具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立等を行うことになる。従前、公益財団法人中国残留孤児援護基金では公益財団法人日本財団の助成金を得て、それらの手続を円滑に行うために弁護士による法的援助を実施してきたが、このうちの身元判明者に対する援助について法テラスが受託している。

#### イ 援助要件等

①利用希望者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」第2条の中国残留邦人のうち、身元が判明している者で、②弁護士による援助の必要性・相当性があり、③援助内容が弁護士による戸籍訂正の申請（戸籍法第113条）その他戸籍に関する手続の代理等であることの3要件を充たした申込について、法テラス本部受託業務室が援助開始決定から、弁護士への報酬の支払及び終結決定等のすべての手続を行う。援助額は1件あたり弁護士報酬300,000円プラス交通費等の実費であり、弁護士報酬等について、利用者には負担を求めない。

#### ウ 平成24年度の実績

平成24年度は5件の援助申込があり、総額1,500,000円の弁護士報酬を援助した。5件とも就籍許可の審判申立である。

なお、援助に要する費用はすべて、公益財団法人中国残留孤児援護基金が、公益財団法人日本財団の助成を受けて法テラスに支払う委託費から支出される。

### (2) 日本弁護士連合会委託援助業務

#### ア 業務内容

総合法律支援法が規定する法テラスの本来業務である民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない人々を対象として、人権救済の観点から弁護士報酬及び費用等の援助を行うというものであり、紛争解決制度の利用をより容易にし、法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法律支援の一環をなす事業である。具体的には、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障

害者・ホームレス等に対する法律援助の9項目にわたり、活動をした弁護士報酬や諸費用等を援助するものである。

各援助項目の対象者と援助内容は、資料7-1のとおりである。

資料 7-1 日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者（被疑者国選の対象事件であって勾留状が発せられた被疑者を除く）	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他被疑者段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	犯罪被害者	被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民	難民認定申請、申請却下に対する異議申立、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離婚訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動
⑦	精神障害者	退院請求、処遇改善等の行政手続の代理
⑧	医療観察法の心神喪失者	退院許可申立・処遇改善等の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用
⑨	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑩	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

#### イ 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、①対象者に該当すること、②一定の資力要件（資力に乏しいこと）を充たすこと、③弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を充たさなければならない。

弁護士がこの援助制度を利用した案件を取り扱うためには、法テラスとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第29条第8項、第30条第2項1号）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むにあたり援助希望者から事情聴取を行い、上記①から③の要件該当性を判断する。申込の受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する法テラス地方事務所本所のみが行う。

援助開始決定、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を援助業務の活動内容に応じて支払う。また、弁護士による活動の結果、被援助者が、事件の終結により金銭その他財

産的利益を取得するなどして、生活状況が改善し、弁護士報酬、費用相当分を支払うことができないという状態を脱し、かつ、被援助者に負担させることが相当でないといえなくなった場合、弁護士報酬等は被援助者の負担となることがある。負担の要否は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金を求める手続きは日本弁護士連合会又は各地の弁護士会が行うこととなっている。

#### ウ 平成24年度の実績

総申込受理件数について平成22年度は17,587件、平成23年度は19,826件であった。

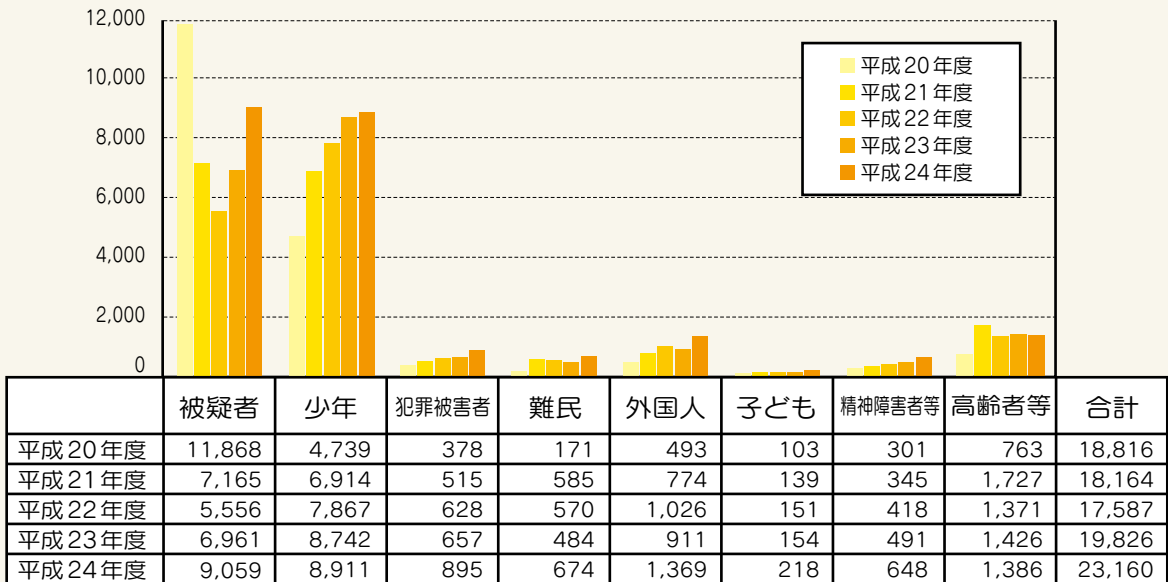
平成24年度は、23,160件の援助申込を受理し、平成19年10月1日からの受託業務開始以降最多である。平成23年度と比較しても3,334件の増加となっており、特に刑事被疑者弁護援助は2,098件増と大きく件数が増加した。平成21年5月に被疑者国選弁護対象事件が拡大されたことにより、平成22年度には申込受理件数が減少したものの、平成23年度以降は再び増加傾向にある。

各地方事務所における平成24年度の申込受理件数の実績は資料7-2、援助項目ごとの年度別申込受理件数の実績は資料7-3のとおりである。

資料 7-2 平成 24 年度申込受理件数 (地方事務所別)

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計
東京	2,447	852	156	456	56	730	25	271	4,993
神奈川	290	643	90	6	22	41	3	26	1,121
埼玉	508	567	40	64	2	43	3	120	1,347
千葉	460	452	19	6	5	49	4	73	1,068
茨城	48	117	6	9	3	63	1	12	259
栃木	21	131	4	0	0	1	0	3	160
群馬	51	155	9	4	1	16	0	8	244
静岡	172	141	13	0	2	4	1	30	363
山梨	24	53	1	0	0	0	11	2	91
長野	21	77	3	1	0	1	0	2	105
新潟	85	93	11	0	0	2	2	3	196
大阪	990	826	68	50	7	246	31	138	2,356
京都	228	232	34	0	17	3	12	28	554
兵庫	152	581	12	1	0	8	3	51	808
奈良	47	105	10	1	0	2	4	37	206
滋賀	36	70	6	0	0	0	0	10	122
和歌山	25	82	1	0	1	0	3	3	115
愛知	369	614	47	28	15	121	23	78	1,295
三重	16	127	2	0	1	0	1	14	161
岐阜	41	100	3	0	0	7	2	19	172
福井	38	34	6	0	0	2	0	15	95
石川	48	51	10	0	0	0	1	14	124
富山	26	33	2	0	0	0	0	20	81
広島	148	265	25	0	8	3	26	29	504
山口	40	62	2	0	2	0	1	3	110
岡山	268	144	32	30	14	7	4	22	521
鳥取	28	21	4	0	1	0	0	3	57
島根	55	30	6	0	2	1	4	11	109
福岡	694	596	56	17	24	4	412	174	1,977
佐賀	54	97	13	0	3	2	5	14	188
長崎	76	44	9	0	11	1	0	8	149
大分	66	69	14	0	0	2	2	0	153
熊本	54	186	9	0	0	1	1	7	258
鹿児島	44	63	23	0	0	0	35	3	168
宮崎	107	67	6	0	2	1	1	1	185
沖縄	97	195	15	0	0	1	0	4	312
宮城	281	140	21	0	0	2	5	24	473
福島	32	87	5	0	1	1	0	13	139
山形	72	28	1	0	0	0	0	10	111
岩手	70	19	6	0	1	0	3	1	100
秋田	28	27	2	0	0	1	0	1	59
青森	44	44	0	1	1	0	1	0	91
札幌	473	196	20	0	4	2	17	6	718
函館	42	30	12	0	0	0	0	3	87
旭川	33	21	2	0	0	0	0	1	57
釧路	26	29	12	0	2	0	0	1	70
香川	33	136	18	0	3	1	0	42	233
徳島	8	35	3	0	1	0	0	2	49
高知	23	59	24	0	5	0	0	9	120
愛媛	20	85	2	0	1	0	1	17	126
合計	9,059	8,911	895	674	218	1,369	648	1,386	23,160

資料 7-3 年度別事業種別申込受理件数



Ⅱ 援助費用

援助費用については、平成22年度は、1,580,383,862円の援助がなされ、平成23年度は1,733,263,062円、平成24年度は1,957,342,243円であり、申込受理件数と同様、平成22年度の減少後、増額傾向にある。

なお、援助にかかる費用は、すべて日本弁護士連合会から法テラスに支払われる委託費から支出される。各事業種別の費用の内訳は、資料7-4のとおりである。

資料 7-4 年度別事業種別受託業務費用

